

## 第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 第1節 関係団体による協議会

#### 1 関係団体による協議会の設置

建築物の耐震化等の地震防災対策を促進するためには、建築物の所有者等や行政の取組みに加えて、耐震診断、耐震改修を行う専門業者等の所属する建築関係団体の協力が不可欠です。

本県では、昭和53年に発生した宮城県沖地震によるブロック塀の倒壊被害を受けて、過去にはコンクリートブロックの安全対策を推進するために県及び建築関係団体による「鳥取県コンクリートブロック塀等安全対策推進協議会」が設置され、ブロック塀の倒壊防止に取り組んでいましたが、今後も、ブロック塀に限らず総合的な地震防災対策を行うため、行政と建築関係団体との協議会を設置し、耐震化に取り組むことが必要です。

県及び市町村は、そうした協議会に参加するなど、建築関係団体と協力して耐震化を促進します。

#### 2 協議会による事業の概要

協議会で行う事業としては、次のようなものが考えられます。

- 地震の総合防災対策
- 建築物の耐震化に関する普及・啓発活動
- 建築物の所有者等の相談会の開催
- 耐震診断、耐震改修を行う技術者等の講習会の開催
- 耐震診断、耐震改修を行う設計事務所、施工会社の紹介体制の整備
- 県、市町村の実施する耐震化事業への協力
- 地域の自治会が行う防災対策（ブロック塀、擁壁、がけの調査等）への協力
- 震災後の被災建築物の復旧・復興活動

### 第2節 住宅性能表示制度等の利用促進

住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、住宅の構造・環境・高齢者への配慮等について評価するものです。

平成14年度から既存住宅も対象に加えられましたが、新築に比べて評価の対象項目が限定されています。

しかし、耐震性能（構造躯体の倒壊防止、地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法）について評価を受けることができるので、耐震性の高い住宅ストックの形成を進めるため、住宅性能表示制度の利用を促進します。

また、長期優良住宅の普及に関する法律に基づく長期優良住宅認定制度が平成28年4月に改正され、既存住宅の増築・改築に係る認定基準が追加される予定であり、その中で耐震性能について認定を受けることができるため、長期優良住宅認定制度についても利用を促進していきます。